

平成 29 年 12 月 6 日
愛知県信用保証協会

長期一括保証「ライナーⅡ」の創設について

～最大 10 年の長期一括返済に対応します～

愛知県信用保証協会（理事長：小川 悦雄）は、長期一括返済を可能とする返済方法により資金繰りの安定化に寄与する保証（長期一括保証「ライナーⅡ」）を創設しますので、その概要をお知らせします。

【目的】

取扱金融機関と連携し、取扱金融機関によるモニタリングを活用しつつ、一定の要件に該当する中小企業・小規模事業者に対し、分割返済のほか長期一括返済を可能とする返済方法により、資金繰りに合わせた柔軟な対応をするとともに、低保証料率により信用保証料の負担軽減を行い、中小企業金融の円滑化に資することを目的とする。

【長期一括保証（ライナーⅡ）の概要】

対象者	協会の保証対象資格要件を具備し、次のすべての要件に該当する会社又は医療法人 (1) 取扱金融機関がメインバンクである又は本業（企業価値の向上）支援やソリューション提案などの経営支援を実施していること。 (2) 取扱金融機関のプロパー融資残高があること。 (3) 設立後 3 年以上同一事業を継続していること。 (4) 確定申告が 2 期以上あり、直近の決算が 12 か月あること。 (5) 直近決算において、下表の基準①から③のいずれかに該当すること。			
	項目	基準①	基準②	基準③
	A 純資産額	5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上
	B (1) 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
	(2) 純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
	C (3) 使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
	(4) インタレスト・カバレッジ・レーシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上
	※B及びCについては、それぞれの項目に対し、いずれか 1 項目該当すること。			
資金使途	運転資金又は設備資金			
保証限度額	2億円			

【お問い合わせ先】 愛知県信用保証協会 企画部企画課
 〒453-8558 愛知県名古屋市中村区椿町 7 番 9 号
 TEL : 052-454-0550

保証期間	10年以内									
貸付利率	金融機関所定利率									
返済方法	一括又は分割返済									
担保 保証人	担保 原則として要しない。 保証人 原則として法人代表者以外の保証人は、不要とする。									
保証料	(年率 %)									
	料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	ライナーⅡ	1.74	1.56	1.40	1.25	0.95	0.80	0.65	0.50	0.35
	一般料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	<ul style="list-style-type: none"> ・担保の提供がある場合は、上記保証料率から 0.10% 割り引きます。 ・会計参与を設置している会社の場合は、上記保証料率から 0.10% 割り引きます。 									

取扱期間：平成 29 年 12 月 21 日から平成 31 年 3 月 31 日保証申込受付分

【ライナーⅡのメリット】

- ・無担保で大口の資金調達が可能
- ・最大 10 年の長期一括返済も可能
- ・保証料率を通常より最大で約 20% 割り引き

平成 17 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで、長期一括返済を可能とする保証制度「長期一時払保証（ライナー）」の取扱いをしていました。（当時は、最大 3 年の一括返済）

今回、最大 10 年一括返済を可能としたライナーⅡを創設することで、多様化する資金ニーズに対応するとともに、地域を支える中小企業・小規模事業者の一層の発展に貢献してまいります。